

第29回陸上競技大会 参加者募集

【と き】 6月4日（日） 8時～ 雨天決行
 【ところ】 浅井ふれあいグラウンド（大依町） 浅井文化スポーツ公園内
 【出場資格・規定および参加費】

- 市内に在住・在勤・通学の小学4年生以上の人
 1人2種目以内の出場（但しリレーは除く）
 参加費 1人200円
- 市外の小学生4年生以上の人 ※オープン参加。表彰の対象にはなりません。
 1人1種目の出場（但しリレーは除く）
 参加費 1人300円

【競技種目】 各年代男女別に100m走、リレー、走り幅跳びなど各種目を予定しています。

【申込期限】 5月21日（日）

※100mと走幅跳の組合せで、2種目出場することはできません。

※競技種目や参加申込み方法など、詳しくは下記まで。

問・申 浅井B&G海洋センター ☎74-3355



▲大会の様子

記事広告



（公財）長浜文化スポーツ振興事業団から、
 講座・教室・イベントの情報を
 お届けします！

声楽コンサート夏のハーモニー ～湖をわたる風にふかれて～



指揮/北村常男氏

市民参加型のコンサートです。
 身近な音楽家による美しい合唱を、ぜひお楽しみください。

【と き】 7月16日（日） 14時開演（13時30分開場）
 【ところ】 長浜文化芸術会館（大島町）
 【曲 目】 Amazing grace、Jupiter、劇場版「となりのトトロ」ほか
 【入場料】 全席自由一般 1,500円（当日券300円増し）
 【発売所】 長浜文化芸術会館、長浜市民体育館、長浜サンパレス ほか

問・申 （公財）長浜文化スポーツ振興事業団（長浜文化芸術会館内） ☎63-7400

（公財）長浜文化スポーツ
 振興事業団

アート・リーダースバンク登録者募集

アート・リーダースバンクとは、文化芸術の分野で、個人の知識・技能・指導できることを登録し、地域の団体やサークルなどからの依頼に応じて指導者として派遣する登録・紹介制度です。

【対 象】 文化・芸術に関して専門的な知識を有する団体および個人
 【申込み】 登録申込書に必要事項を記入し、郵送、FAXまたは直接下記まで。
 登録申込書は下記にあるほか、ホームページからダウンロードできます。

問・申 （公財）長浜文化スポーツ振興事業団（長浜文化芸術会館内） ☎63-7400 FAX63-7401（〒526-0066 大島町37）
<http://www.biwa.ne.jp/~bunspo/>



▲天正十九年猫口村検地帳

検地とは、戦国時代から江戸時代に行われた耕地・宅地の基本調査をいい、その結果を記した帳簿を検地帳と言います。近江国の村々では、豊臣秀吉が行った太閤検地以降、江戸時代を通して、検地帳が何度か作成されています。

検地では、それまで曖昧だった村と村の境界を定め、土地一筆ごとに田・畑・屋敷の別と、その所在地（小字）を記し、等級をつけます。さらに、土地の大きさや収穫高（石高）を示し、耕作者を確定します。畑や屋敷など、実際は米が収穫されない土地についても、米の量によって耕地の広狭を測る制度は、江戸時代の経済制度の基本で、石高制と呼ばれています。

検地の意味は、もちろん村々の土地の大きさを正確に測量し、その収穫高を把握することにあります。しかし、それ以上に大事なのが、耕地一筆一筆の実際の耕作者を確定することでした。中世の土地領有の特徴として、一筆ごとの耕地には領主と耕作者の間に、小作料を取る地主が存在したことがあります。この小作料を当時「加地子」と呼びましたが、検地はこの小作料を否定し、実際に耕作している農民は領主のみに年貢を納める制度を確立しました。小作

料は村に住む地侍の収入となっていました。その財源を断ち切ること、地侍に侍をやめ農民となるか、村を去り城下町に住み、専業武士になるかを迫ったものだったのです。つまり、検地は兵農分離と密接に関わっているのです。

さて、長浜市指定文化財となっている「天正十九年猫口村検地帳」2冊と「慶長七年猫口村水帳」2冊は、秀吉から家康の時代に作られた検地帳で、天正の2冊は太閤検地の結果です。すべての村で太閤検地が行われたはずですが、旧東浅井郡内の天正検地帳は他に四ヶ村でしか残っていません。今回紹介する天正の2冊の内、1冊は天正19年（1591）3月25日付けで、表紙に「江州浅井郡今村内猫口御検地帳」とあり、現在の湖北町沢の検地帳です。もう1冊は同年4月25日付けで、表紙に「江州浅井郡今村之内ねこか（猫ヶ）口村分御検地帳」とあり、現在の湖北町猫口の検地帳と考えられます。

いずれの検地帳も耕地1筆ごとに等級・面積・石高で示された収穫高・耕作者名が記されています。前者は田畠合計11町3反余りの耕地、その収穫高として198石6斗1合を、後者は田畠合計13町5反余りの耕地、



▲慶長七年猫口村水帳

その収穫高として237石8升7合を計上しています。「慶長七年猫口村水帳」2冊は、慶長7年（1602）8月7日付けで2冊とも同内容で、沢と猫口の両村分を1冊としています。江戸時代を通して、沢村と猫口村は一村として扱われ、太閤検地時代のように、両村が分離したのは明治6年（1873）のことでした。

これらの検地帳は、秀吉時代から江戸時代の土地制度を知る貴重な文化財です。

問 歴史遺産課

（☎65-6510）